[事案 25-44] 契約無効確認請求

· 平成 25 年 11 月 29 日 和解成立

<事案の概要>

証券会社職員(募集人)の不適切な勧誘を理由に、契約の取消しと既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成25年2月、老人ホーム入居のための準備として証券会社にあった外貨資金の売却を検討したところ、証券会社職員(募集人)に勧誘され、一時払保険料500万円で外貨建定額個人年金保険を契約した。契約の際に確認し、短期間の商品であると思っていたが、28年間で年金原資(一時払保険料額)の130%相当額を受取る年金であることに、保険証券が送付されてきて初めて気が付いた。契約時にそのことを聞いていれば、当時83歳の自分は契約しておらず、不適切な勧誘があったので、本契約を取り消し、既払込保険料を返還してほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は所定の募集資料を交付・使用して適正な募集を行なっている。また、「設計書」を使用して年金原資 130%の最低保証額は、28 年かけて年金として受け取ることになることを説明している。
- (2)契約申込書、意向確認書 兼 適合性確認書および契約申込書訂正・補足書に、申立人が署 名・捺印しており、契約内容に同意のうえ契約したものと考えられる。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、募集人からの事情聴取の内容にもとづき審理を行ったところ、紛争の早期解決の観点から保険会社より和解案の提示があり、申立人の同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。